

いじめ対策について

令和7年度第1回三重県総合教育会議

三重県教育委員会事務局

1

いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

『いじめの防止等のための基本的な方針』より

○いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要

○いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）を活用して行う

三重県教育委員会事務局

2

いじめの認知

文部科学省の見解

いじめは、成長過程にある児童生徒が集団で学校生活を送るうえで、どうしても発生するものである。そのため、学校等に対して、いじめの定義を再確認したうえで、積極的な認知を推進している。



認知件数が多い学校については、教職員の目が行き届いていることの証

※いじめはほんのささいなことから、予期せぬ方向に推移し、重大な事態にいたることもある。初期段階のいじめであっても、あるいは一回限りのいじめであっても、学校が組織として把握し、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要。

【引用：(文部科学省)いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について(通知)】

三重県教育委員会事務局

3

学校いじめ防止基本方針の策定

文部科学省の見解

いじめ防止対策推進法 (学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

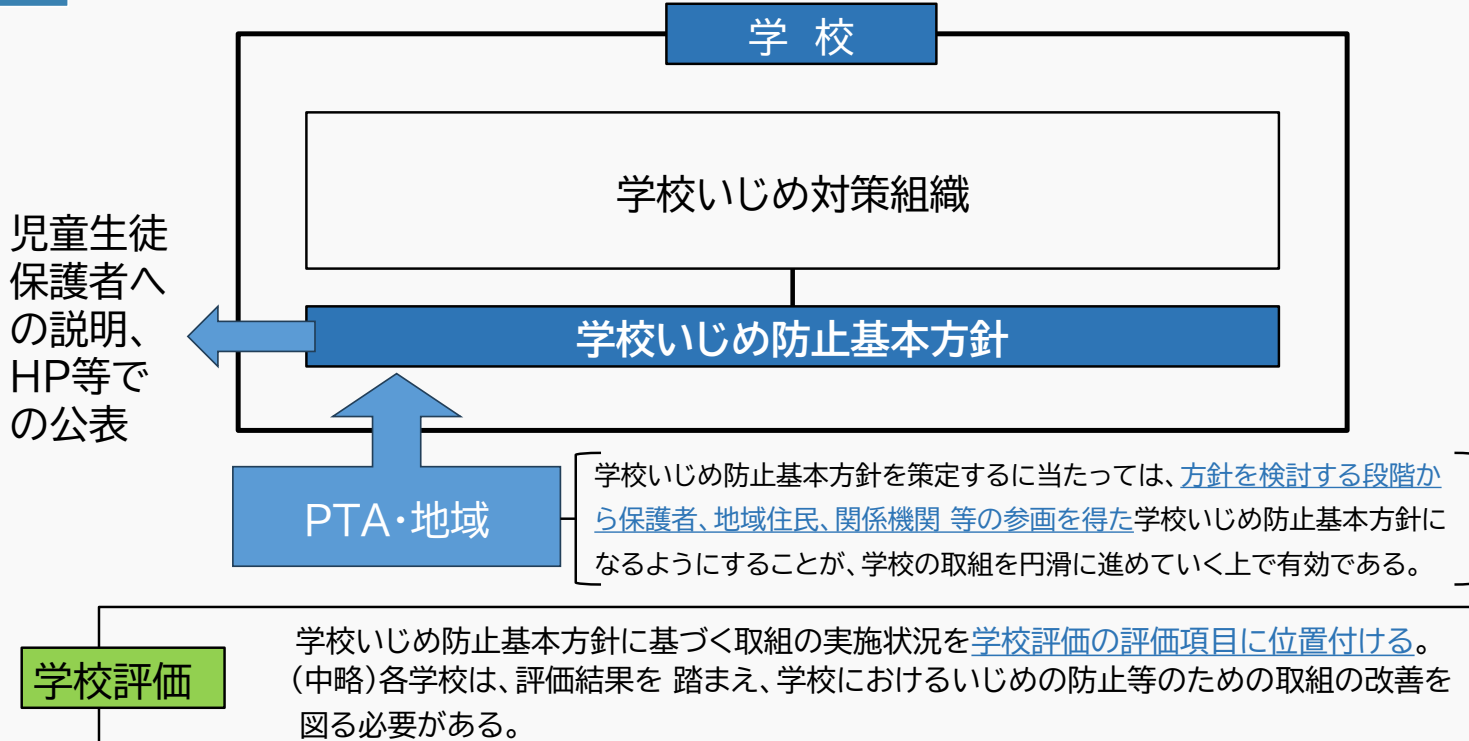
『いじめの防止等のための基本的な方針』より (学校いじめ防止基本方針を定める意義)

- 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- 加害者への成長支援の観点の基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

三重県教育委員会事務局

4

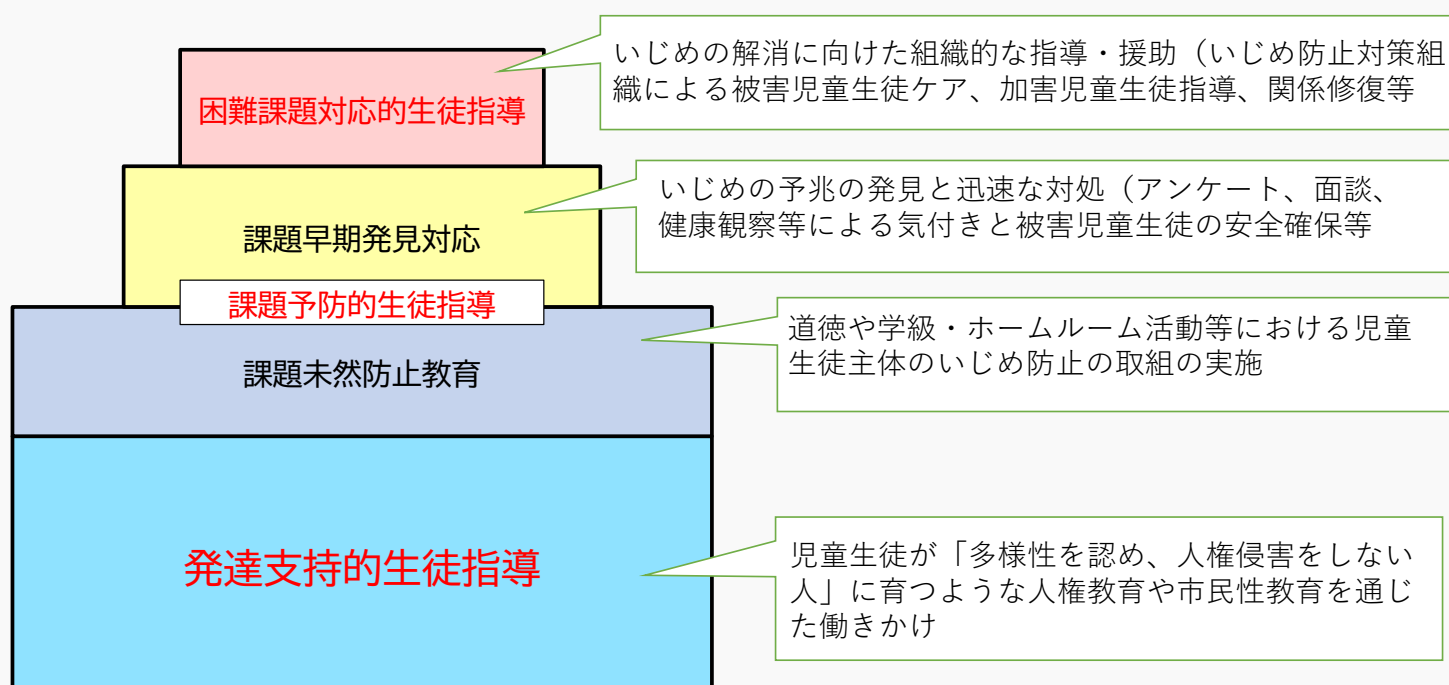
学校いじめ防止基本方針の策定



三重県教育委員会事務局

5

いじめ対応の重層的支援構造 (生徒指導提要 (文部科学省令和4年12月改訂) より)



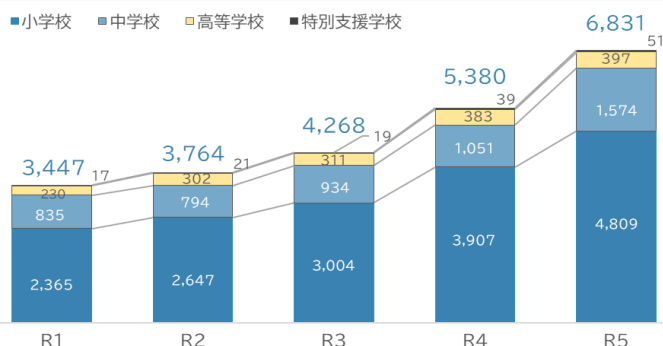
6

本県の現状

(※県教委の管轄が公立のみとなるため、国立私立の件数は含めていません)

いじめの認知件数（公立学校）の推移

(三重県教育委員会事務局調べ)

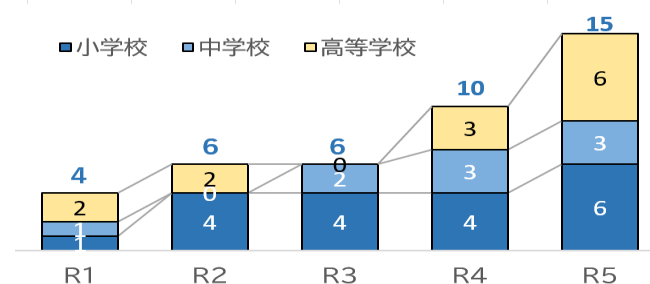


いじめの認知件数（令和5年度）

6,831件（過去最多）

いじめの重大事態の発生件数（公立学校）の推移

(三重県教育委員会事務局調べ)



いじめの重大事態の発生件数（令和5年度）

15件（過去最多）

三重県教育委員会事務局

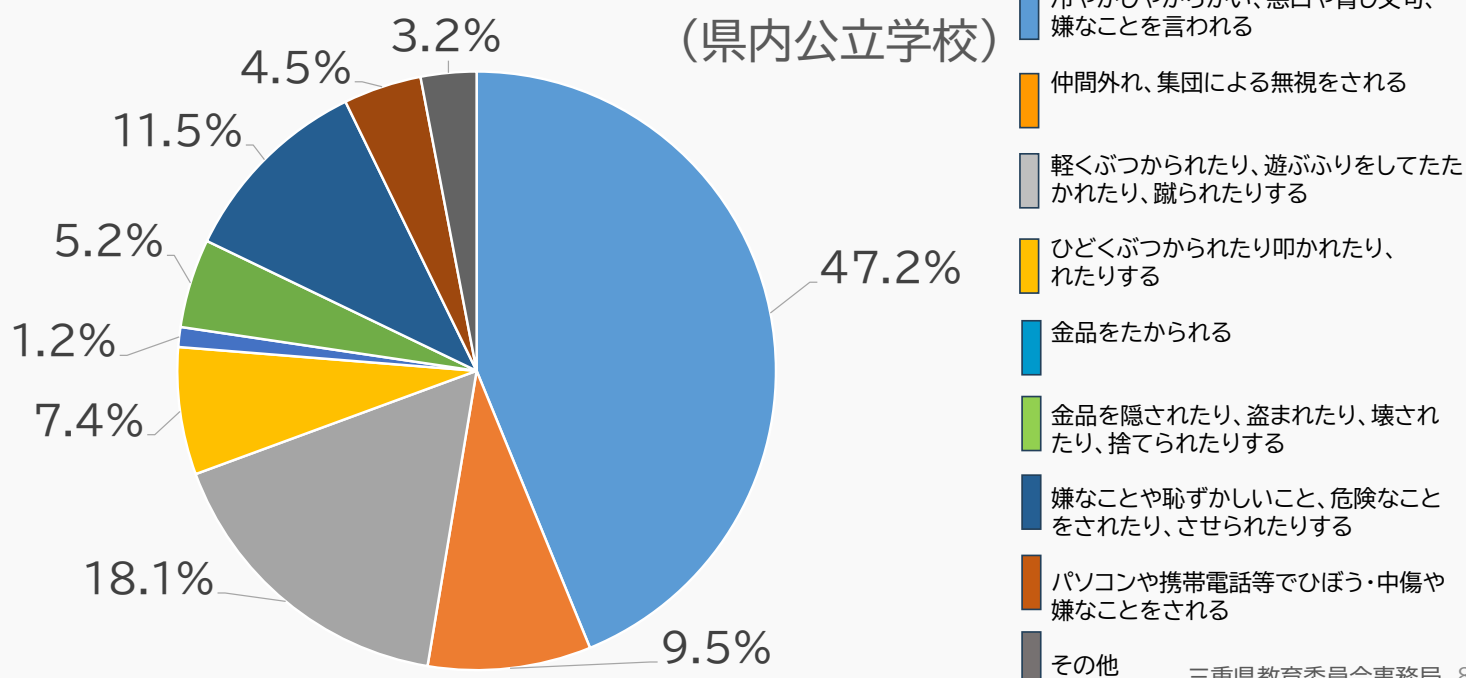
7

本県の現状

いじめの態様

(令和5年度)

(三重県教育委員会事務局調べ)



三重県教育委員会事務局 8

いじめ対応について

学校現場の声

■ アンケート調査の概要

- 対象：
- ・ 全ての県立高等学校(全日制・定時制)、特別支援学校、夜間中学 計75校
(回答者：各校、課程別の生徒指導主事 計84名)
 - ・ 全ての市町等教育委員会事務局 計29市町
(回答者：学校勤務経験のある職員)

○期間： 令和7年4月10日から4月30日までの間

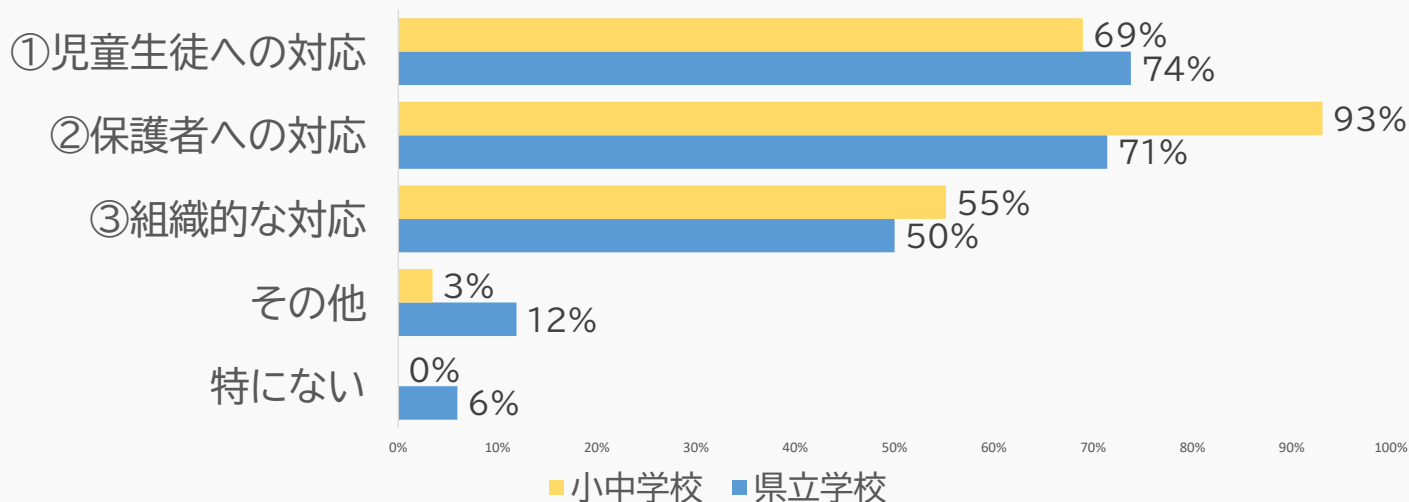
○内容： いじめの対応で難しさを感じていること

三重県教育委員会事務局

9

学校現場の声

いじめの対応で難しさを感じていること（複数回答可）



○その他の内容

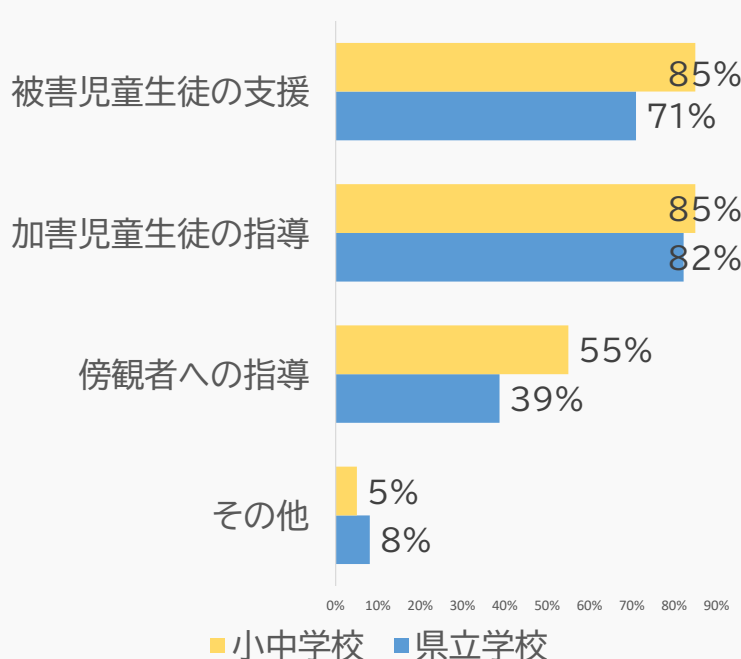
- ・ SNS上のいじめ
- ・ ささいないじめへの対応

三重県教育委員会事務局

10

学校現場の声

①児童生徒への対応で難しい点



【被害児童生徒の支援】

- ・被害児童生徒のソーシャルスキルに課題がある場合の指導
- ・特別な支援が必要な児童生徒に対する被害状況の確認

【加害児童生徒の支援】

- ・いじめた認識がない児童生徒への説明や説諭
- ・被害児童生徒の思いを汲み取ることが難しい生徒の指導

【傍観者など当事者以外の児童生徒の指導】

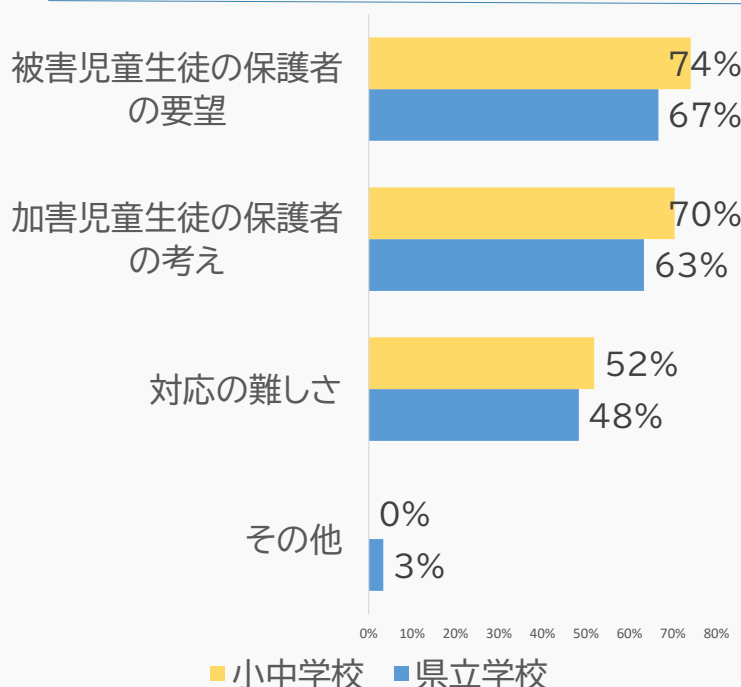
- ・自分には関係ないと、他に対して無関心な児童生徒が多い
- ・いじめとして認識し、問題を解決しようとする行動力の育成

三重県教育委員会事務局

11

学校現場の声

②保護者への対応で難しい点



【被害児童生徒の保護者の要望】

- ・学校ができる範囲を超えた対応の要求（加害生徒の退学など）

【加害児童生徒の保護者の考え】

- ・双方向のいじめが受け入れられない
- ・いじめとして認知したことを納得してもらえない
- ・うちの子も被害にあっているといった主張

【対応の難しさ】

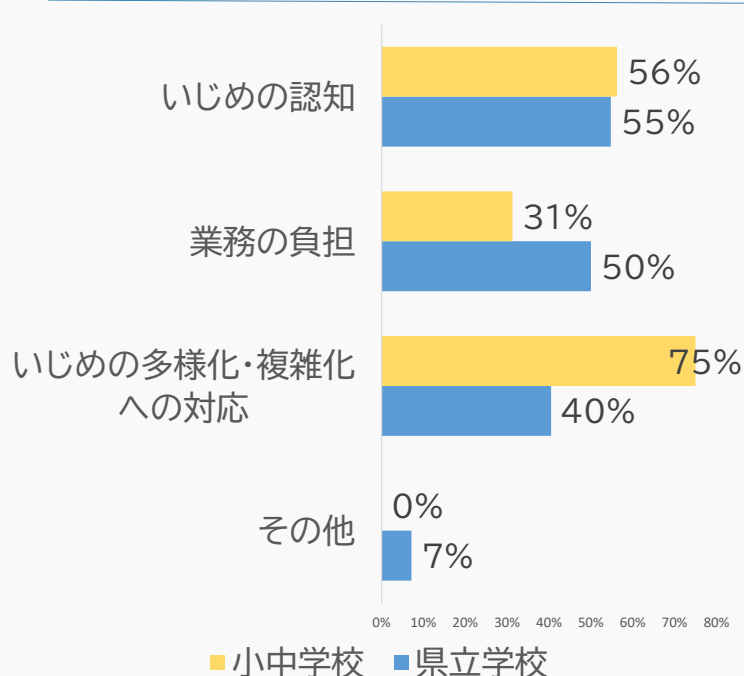
- ・保護者からの要望等に対する学校の回答や対応に納得してもらえない
- ・被害者、加害者の間に入ってそれぞれに相手の気持ちを伝えること

三重県教育委員会事務局

12

学校現場の声

③組織的な対応の難しい点



【いじめの認知】

- ・無自覚のいじめや双方向のいじめなどがあり、いじめとして認知する判断が困難
- ・児童生徒の心身の苦痛の程度をどう捉えるか難しい

【業務の負担】

- ・件数が多く生徒への聞き取りや報告などが間に合わない
- ・精神的負担がかなり大きい

【いじめの多様化・複雑化への対応】

- ・SNSトラブルの増加。誰が投稿したか不明。
- ・関係者が校外におよぶ場合の連携体制の構築

三重県教育委員会事務局

13

効果的な対応

各校における支援等で、効果的だったもの

- 被害生徒が**スクールカウンセラー**に気持ちを話すことができ、教員に言えないことや感情まで聞くことができた。
- 被害および加害生徒が、**発達障がい支援員**のサポートを受けることでいじめの解消に向けて効果があった。
- **スクールカウンセラー**や**スクールソーシャルワーカー**との情報共有で、支援が必要な生徒の背景を理解することにつながった。
- 学校と保護者が話し合う場に**弁護士**が同席し、法的な助言をするなどして、学校と保護者との関係が修復された。

など

三重県教育委員会事務局

14

三重県の実施状況等（参考）

区分	実施状況等
未然防止	・いじめの防止に向けた主体的かつ自主的な行動ができる力を育む活動 ・道徳教育や人権教育など学校教育活動全体を通じたいじめをなくすための取組 ・情報モラル教育の推進 ・弁護士によるいじめ予防授業など専門人材を活用した取組 ・レジリエンス教育の推進 など
早期発見	・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談員による相談や、心のケア ・SNS相談や24時間体制の電話相談の実施 ・いじめに対応する教職員への研修の実施 など
早期対応	・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる助言・支援 ・弁護士等による助言・支援 ・いじめ対応情報管理システムを活用した事案分析、助言、支援 ・犯罪に相当する場合の警察との連携 など
普及啓発	・ピンクシャツ運動 ・いじめ防止応援サポーターと連携した啓発活動 ・「STOP！いじめ」ポータルサイトによるいじめ防止の啓発 など